平成２４年（フ）第２２６８号
大阪市大正区泉尾２丁目２番４―203号
債務者　岡戸　勝利
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７３号
大阪府東大阪市柏田西３丁目12番38号
債務者　山口　功祐
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８２号
大阪市淀川区田川３丁目３番24号　プラザハイム田川202号
債務者　野宮　章広
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９４号
大阪府大阪市生野区中川４丁目14番19号パレ・ユニオン中川501号
債務者　長谷川智朗こと　黄　　萬富
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地の１138棟303号
債務者　徳本　憲治
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目９番３号　508号、従前の住所神戸市西区井吹台西町１丁目４番地
債務者　本村　勝男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住８―303号
債務者　宮市美千子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５号
神戸市垂水区舞子台８丁目11番８号
債務者　今宮　未美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０号
神戸市兵庫区塚本通３丁目３番20号　エトワール神戸208号、従前の住所横浜市南区三春台80番地８
債務者　道地　昌則
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８５号
神戸市灘区福住通４丁目４番９号、住民票上の住所大阪市西淀川区野里２丁目５番11号フラワーハイツ406号
債務者　中村　憲司
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５１号
神戸市須磨区車字竹ノ下1298番地　メゾンドアンジュ303号
債務者　小山　　実
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６８号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県住小松原団地８―296
債務者　岡本　利一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５８７号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―332号、前住所兵庫県芦屋市浜町８番１―501号
債務者　赤井　栄子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
兵庫県西宮市神楽町３番20―504号、前住所神戸市須磨区多井畑南町12番地の31
債務者　坂本　親治
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２５号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目83番地の３　サンシャイン東園田204、前住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目15番８号　ノアムールセイキ403
債務者　伊藤　珠代
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３４号
兵庫県芦屋市月若町８番２号　シャーメゾン芦屋102号
債務者　塩見伊智郎
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市神崎町２番13号、前住所兵庫県西宮市久保町13番32号
債務者　松隈　明子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係